

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、
平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3465名

被告 関西電力株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

(丙442~446号証)

令和5年9月15日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	小	原	正	敏	
	弁護士	田	中		宏	
	弁護士	西	出	智	幸	
	弁護士	神	原		浩	
	弁護士	原	井	大	介	
	弁護士	森		拓	也	

弁護士

辰 田

淳



弁護士

坂 井 俊

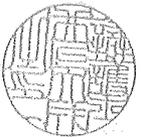
介



弁護士

井 上 大

成



弁護士

山 内 喜

明



弁護士

谷 健 太

郎



弁護士

酒 見 康

史



弁護士

中 室

祐



弁護士

持 田 陽

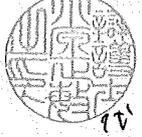
一



弁護士

富 野 聡

史



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 442	原子力災害対策指針	写し	R4. 7. 6	原子力規制委員会	原子力災害対策指針において、緊急事態応急対策に従事する者に関する放射線防護に係る指標において、各地方自治体は、緊急事態応急対策に従事する職員の被ばく限度について、電離則その他を参考としつつ、自らの裁量で定めうるものとされていること なお、丙442号証は丙173号証の改訂版である。
丙 443	原子力災害対策指針の改正（防災業務関係者の放射線防護対策等）	写し	R4. 7. 6	原子力規制庁	原子力災害対策指針は、令和4年7月改正により、放射線防護対策の対象となる防災業務関係者について、「防災業務関係者」から「被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者」と明確化が図られ、放射線防護に係る指標についても緊急作業従事者として被ばく限度等に係る法令の適用を受ける者と受けない者の場合分けするなどの明確化が図られていること等
丙 444	防衛省防災業務計画（抜粋）	写し	R5. 3. 24	防衛省	防衛省防災業務計画において、緊急事態応急対策に従事する者として派遣される自衛官について「災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSv（ミリシーベルト）を上限とする」と規定されていること等
丙 445	舞鶴市原子力災害時職員行動マニュアル（抜粋）	写し	H29. 7	舞鶴市	舞鶴市は職員の放射線防護に係る指標を定めるに当たり、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考に行っていること

<p>丙 446</p>	<p>仙台地方裁判所令 和5年5月24日判 決</p>	<p>写し</p>	<p>R5. 5. 24</p>	<p>仙台地方裁 判所</p>	<p>令和3年(ワ)第673号女川原子力発電所運転差止請求事件に対する判決において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求においては、差止めを求める原告側において、人格権侵害の具体的危険の存在について主張立証すべき責任を負うこととなり、この点は原子炉の運転差止請求においても異なるところはない」と述べたうえで、「本件2号機(引用者注:東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉)の運転の差止請求を認めるかどうかを判断するに当たっては、本件2号機の運転再開により、当然に放射性物質を異常に放出する事故が発生する具体的危険が存在するというを前提とすることはできない」と判示していること(18~19頁) ・深層防護と具体的危険の考え方について、「深層防護に基づいた原子炉施設の安全確保の考え方は、予防的な観点から防護を確実なものとするため、各防護レベルについて独立の有効性を図るというものであって、第5層に相当する避難計画に不備があるという場合に、直ちに放射性物質が当該原子炉施設の周辺環境に異常に放出される具体的な危険があることを示すものであるとか、これを当然の前提としたものであると解することはできない」と判示していること(22頁) <p>なお、上記判決のうち、当事者目録部分は除いている。</p>
--------------	-------------------------------------	-----------	------------------	---------------------	--